

第 47 回秋田県こけし展開催要項（案）

1. 目的 秋田県の風土に根づき育ってきた民芸品である「伝統こけし」の歴史を基点とし、それぞれの系統の工人が持つ特色や流れを紹介しながら「こけし」の素晴らしさをより多くの人に知っていただくとともに、製作に従事する工人たちの技術研鑽及び意匠開拓の場を提供することにより、優れた伝統的工芸品の育成と発展を図り、もって秋田県の観光と物産の振興に寄与することを目的とする。
2. 名称 第 47 回秋田県こけし展
3. 主催 秋田県こけし展実行委員会
4. 後援 (予定) 秋田県・湯沢市・秋田こけし会・秋田魁新報社・河北新報社
朝日新聞秋田総局・毎日新聞秋田支局・読売新聞秋田支局
NHK秋田放送局・A B S秋田放送・A K T秋田テレビ
A A B秋田朝日放送・エフエム秋田・エフエムゆーとぴあ
湯沢市芸術文化協会・（一社）湯沢市観光物産協会
5. 会場 湯沢市材木町 1-1-1
湯沢グランドホテル 1 階
6. 会期 令和 7 年 2 月 8 日（土）から 9 日（日）までの 2 日間
7. 出品
 - (1) 出品資格
秋田県のこけし製作者若しくは木地山系こけしの製作者で、過去 1 年以上それに従事している者。
 - (2) 出品申込
所定の申込書に記入のうえ、令和 6 年 12 月 20 日（金）まで秋田県こけし工人会事務局に申し込むこと。ただし、出品できる作品は過去 1 年以内に製作されたものに限る。

(3) 出 品 料

無 料

(4) 搬入期日及び場所

イ. 期日 令和7年2月7日（金）午前10時から

ロ. 場所 湯沢グランドホテル 1階

ハ. 費用 搬入に要する費用は出品者の負担とする。

(5) 出品作品の受理保管

出品作品の受理保管については、主催者が善良な管理者の注意をもって作品を保管する。ただし、天災、その他不可抗力によって生じた損害については、その責を負わない。

(6) 搬出及び送料

搬出は、展示会終了後ただちに行い、搬出に要する費用は出品者の負担とする。

8. 体験絵付 会期中、来場者に絵付けの体験指導を行う。ただし、体験者は材料費として一人1,000円を負担するものとする。

9. 即 売 会期中は即売を行い、こけし工人会会員の販売手数料は20%、非会員は25%とする。なお、会場費は主催者が負担するものとする。

10. 提 供 品 会期中、抽選会を開催するので、出展者の方にサービス品としてミニこけし（小寸）3本ほかの提供をお願いする。

12. そ の 他 その他必要事項は、主催者が別に定める。